

令和3年12月14日

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業 プラン登録済事業者様へのご案内
助成対象設備の設置期限及び設置報告期限の期限延長について

中国における大規模停電や世界的な電子部品の需給逼迫に伴う助成対象設備の供給不足等の昨今の状況を鑑み、本事業実施要綱で定める太陽光発電システムの設置期限及び本事業助成金交付申請手続の手引きで定める設置報告期限を下記のとおり延長します。

記

助成対象設備の設置期限及び設置報告期限		
	変更前	変更後
太陽光発電システムの設置	令和4年3月31日	令和4年9月30日
設置報告書の提出	令和4年6月30日	令和4年9月30日

変更後の各手続きの期限は次の表のとおりです。

事業プラン登録申請、助成金交付申請書の提出、設置報告書の提出については、期限の日の17時必着とします。

手続き	期限
事業プラン登録申請	令和4年1月14日
住宅所有者との契約	令和4年3月31日
助成金交付申請書の提出	令和4年6月30日
太陽光発電システムの設置	令和4年9月30日
設置報告書の提出	令和4年9月30日

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル10階

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称 クール・ネット東京)

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業担当

電話 03-5990-5067(直通)